

平成13年10月19日

訓令第40号

改正 平成19年3月30日訓令第30号

平成20年3月31日訓令第21号

平成21年3月31日訓令第22号

平成31年3月20日訓令第8号

## 第1 総則

### 1 趣旨

深川市建設工事執行規則（昭和47年規則第12号）第2条に定める建設工事（以下「工事」という。）の発注にあたっては、単体企業への発注を基本としながら、技術力の結集等により効果的施工又は履行を確保するために活用する共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

(1) この基準において、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とは、特定の工事ごとに自主結成される共同企業体をいう。

(2) この基準において、経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）とは、自主結成し競争入札参加資格者として登録された共同企業体をいう。

（平31訓令8・一部改正）

## 第2 共通基準

### 1 資格審査

共同企業体の資格審査は、特定企業体にあつては企画総務部長及び発注部長が、また、経常企業体にあつては企画総務部長が行う。

### 2 提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書
- (2) 共同企業体協定書
- (3) 共同企業体参加一覧（経常企業体のみ）

### 3 施行方式

共同企業体による施行方式は、共同施工方式（甲型）によるものとする。ただし、工事内容等からこれによることが適当でない認められる工事は、分担施工方式（乙型）によることができるものとする。

### 4 構成員の出資比率

各構成員の出資比率の最小限度は、次によるものとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

## 5 契約

- (1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。
- (2) 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）のほか、経常企業体にあつては付属協定書を、特定企業体（乙型）にあつては共同企業体協定書第8条に基づく協定書をそれぞれ添付させるものとする。
- (3) 契約締結後共同企業体編成表を提出させるものとする。

## 第3 特定企業体の運用基準

### 1 対象工事

大規模かつ技術的難度の高い工事を施工するに際し、技術力を結集することにより、安定的施工を確保する必要があると認められる工事で、次の種類に応じ、概ねそれぞれに定める設計金額以上の規模の工事とする。ただし、特に必要と認められる工事については別に定める。

- (1) 土木一式工事 5千万円以上
- (2) 建築一式工事 1億円以上
- (3) その他の工事 5千万円以上

### 2 特定企業体と単体企業との混合による入札

工事の規模・性格等に照らし特定企業体による施工が必要と認められる工事においても、単体で施工できる業者がいると認められるときには、単体企業と特定企業体との混合による入札とすることができるものとする。

### 3 構成員数

2又は3社とする。

### 4 構成員の組合せ

当該工事の種類に登録されている資格者同士の組合せとする。ただし、特に必要と認められる工事については、別に定めることができるものとする。

### 5 構成員の資格要件

構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 全ての構成員が、当該工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。
- (2) 全ての構成員が、当該工事を構成する工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工又は履行した経験があること。
- (3) いずれかの構成員において、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

## 6 代表者の選定等

- (1) 構成員の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者であって、構成員の協議により定めるものとする。
- (2) 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

## 7 存続期間

- (1) 契約の相手方となった特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、跡請保証を付している場合は、その検査に合格したときまでとする。
- (2) 契約の相手方とならなかった特定企業体の存続期間は、当該契約が締結された日までとする。

## 第4 経常企業体の運用基準

### 1 対象工事

特定企業体により施工する工事以外の工事とする。

### 2 経常企業体と単体企業との混合による入札

経常企業体は単体企業に準じて取扱い、経常企業体と単体企業の混合による入札を行うことができるものとする。

### 3 構成員数

2又は3社とする。

### 4 構成員の組合せ

市内業者として認定されている者であって、当該工事の種類に登録されている資格者同士の組合せとする。

### 5 構成員の資格要件

いずれかの構成員において、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存在し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場に専任で配置することができること。

## 6 代表者の選定等

構成員の代表者及び出資比率は構成員の協議において定めるものとする。

## 7 登録

- (1) 経常企業体の登録は、競争入札参加資格者登録されている期間内とし、随時受付とする。
- (2) 既に結成されている経常企業体の構成員は、当該工事種類において新たに異なる経常企業体を結成することはできないものとする。

## 8 解散

登録年度中に解散した場合は、解散届を提出させるものとする。この場合、当該年度中は、他の構成員が廃業するなど特別な理由で解散した場合を除き、当該工事種類において、新たに異なる経常企業体を結成することはできないものとする。

(平31訓令8・一部改正)

## 第5 雑則

- 1 共同企業体に係る様式は、別記によるものとする。
- 2 資格者として登録された後の事務処理については、一般の工事と同様とする。
- 3 設計・調査・測量等の委託業務についても、この運用基準を準用するものとする。
- 4 特定企業体の対象工事に係る工事内容及び共同企業体の結成条件並びに資格審査申請の受付期間・方法等については、当該工事ごとにその都度、公告において明示するものとする。
- 5 この運用基準により難い特別な事由があるときは、その都度市長の承認を得て、別段の定めをすることができる。

### 附 則

- 1 この訓令は、平成13年11月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に成立している共同企業体は、解散までの間、この訓令により成立しているものとみなす。

### 附 則（平成19年3月30日訓令第30号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年3月31日訓令第21号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年3月31日訓令第22号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則（平成31年3月20日訓令第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式 1

特定建設工事共同企業体  
競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

深 川 市 長 様

共同企業体の名称  
代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

特定建設工事共同企業体

深川市が発注する次の建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名	工 事		
共同企業体構成員の 商号又は名称	所 在 地	建 設 業 許 可 の 記号・番号及び年月日	格付等級

添付書類

特定建設工事共同企業体協定書

共同企業体参加一覧

共同企業体の名称	構 成 員 名					
	1		2		3	

構成員ごとの他の共同企業体への参加状況

構成員名	共同企業体の名称	登録種別	当該共同企業体の受注工事		
			工 事 名	工事金額 千円	出資比率見合額又は分担額 千円

- 注) 1. 他の共同企業体への参加状況は、深川市に関するもののみを記載すること。  
 2. 他の共同企業体に参加しているが受注していない場合は未受注と記載すること。

経常建設共同企業体  
競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

深川市長様

共同企業体の名称  
代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

経常建設共同企業体

平成 年度において深川市所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体構成員の 商号又は名称	所在地	建設業許可の 記号・番号及び年月日	格付等級
結成の目的			
希望する資格の種類	工事		

添付書類

経常建設共同企業体協定書

共同企業体参加一覧

共同企業体の名称	構 成 員 名					
	1		2		3	

構成員ごとの他の共同企業体への参加状況

構成員名	共同企業体の名称	登録種別	当該共同企業体の受注工事		
			工 事 名	工事金額 千円	出資比率見合額又は分担額 千円

- 注) 1. 他の共同企業体への参加状況は、深川市に関するもののみを記載すること。  
 2. 他の共同企業体に参加しているが受注していない場合は未受注と記載すること。



別記様式 3

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 深川市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う  
工事を含む。以下「工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」と  
いう。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行を完了するまでは解散  
することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る  
請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
住 所  
商号又は名称  
住 所  
商号又は名称

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝す  
る権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び当企  
業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があつても、  
この比率は変えないものとする。

（構成員名） %  
（構成員名） %  
（構成員名） %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当  
たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、代表者の名義  
により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第 12 条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）  
をするものとする。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため深川市長に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

別記様式 4

特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 深川市発注に係る 工事（当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
住 所  
商号又は名称  
住 所  
商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

工事 （構成員名）  
工事 （構成員名）  
工事 （構成員名）

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第 14 条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定  
を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため深川市長に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

別 紙

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

深川市発注に係る下記工事については、特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、次のとおり定める。

記

1	工事名	工事	
2	分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
		工事（構成員名）	円
		工事（構成員名）	円
		工事（構成員名）	円

外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて深川市長に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称  
代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

特定建設工事共同企業体

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

別記様式 5

経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、深川市発注に係る建設工事（以下「工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、  
経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を  
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、平成 年 月 日に解散する。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合（工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。）は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したとき又は工事につき深川市建設工事執行規則第12条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は、当該跡請保証に係る深川市の検査に合格し、跡請保証金が返還されたときに解散するものとする。

2 前項の規定による存続期間の終期（前項ただし書の場合を除く。）は、構成員全員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、  
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員は、金銭又はその他の資産をもって出資するものとし、その割合並びにこれに基づく損益配分等については、工事の請負契約の際に構成員全員の協議に基づき別添付属協定書により定めるものとする。ただし、工事費以外のものに充当するものについては、運営委員会が随時定めるものとする。

2 構成員は、自己の意志及び構成員全員の同意によっても前項の規定による出資の割合等を変更することができない。

3 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
銀行  
店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の制限）

第 12 条 構成員は、同一工事について競争する他の共同企業体に参加することができない。

2 構成員は、同一工事について当企業体と競争することができない。

3 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。

4 この協定書に基づく権利業務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第 13 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

第 14 条 構成員は、当企業体が工事の請負契約を締結していないときは、他の構成員と協議して、脱退することができる。

2 前項の規定により構成員が脱退したとき、当企業体は解散するものとし、代表者は、深川市長にその旨を通知するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 15 条 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 16 条 この協定書及び第 8 条第 1 項の規定による付属協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため深川市長に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

經常建設共同企業体付属協定書（甲）

深川市発注に係る下記工事を  
經常建設共同企業体が施工するため、  
經常建設共同企業体協定書第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協定する。

（工事名）

第 1 条 この協定書の目的である工事（以下「工事」という。）は、次のとおりとする。

工事名  
工事

（出資の割合）

第 2 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

（構成員名） %  
（構成員名） %  
（構成員名） %

（決算）

第 3 条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。ただし、当該工事が完成したとき、当企業体が現に他の工事を施工しているときは、その工事の完成の際に併せて決算することができる。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

（損益の分担）

第 4 条 前条第 1 項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第 2 条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第 5 条 經常建設共同企業体協定書第 13 条第 1 項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第 2 条の規定による割合に加えた割合とする。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第 6 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、協定書第 13 条第 2 項の規定のほか、前条各項を準用するものとする。

外 社は、上記のとおり工事に関する出資の割合等について協定したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて深川市長に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称  
代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

經常建設共同企業体

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名



構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名